

松尾・下久堅地区治水事業協議会

傍聴に関する注意事項（案）

- (1) 協議会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
- (2) 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
- (3) 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ②私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ③会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ④携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑤会議中のカメラ等による撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶まで撮影は可能とします。
 - ⑥会議内容の筆記、録音は可能とします。
 - ⑦その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
- (4) 協議会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
- (5) その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。